**事故時緊急対応マニュアル**

１　(協力して現場対応)

事故が発生した時は、その現場に居合わせた者が協力して対応に当たる。ＦＩＣのスタッフだけでなく、状況に応じて参観者の協力も得て対応に当たる。

２　(現場対応の手順)

怪我、急病等の事故が発生し、状況から緊急対応が必要と判断された時は、「事故者」と「参加者」の安全の確保を図ることを第１にする。事故者への緊急処置と安全な場所への移動を状況に応じてどちらを先にするかを判断する。

また、救助・支援の要請は公的機関「１１９」番又は「１１０」番に連絡。緊急性の高い場合は、地元消防署や警察署に電話するよりも、上記１１９番、１１０番の方が指令室が全体から適切な車両を捜すので早いことが多い。

１)　事故者への緊急処置の例示

(１)出血の場合は止血。熱中症の疑いのある場合は水分・塩分補給。骨折の疑いのある場合は骨折部分の固定実施など。

(２)心肺停止の場合は、１１９番に救助要請。次に、AED（自動体外式除細動器）が近くにある場合は、取り寄せ、スイッチをいれてAEDの音声に従う。AEDが来るまで、又は無い場合は、最初に心臓マッサージ、次に人工呼吸(感染症などの危険もあるので、省略も可)の順で行い安全な場所で救急車の到着を待つ。

２)　安全な場所

(１)平坦で雨・風を避けられる場所。

(２)熱中症が疑われる場合は日光が当たらない、風通しが良い涼しい場所。

(３)落石などの落下物に当たる危険性の高い場所、転落する恐れの高い場所、自動車等との接触事故などの２次被害の危険がある場所を避ける。

３　(事故者以外の一般参加者への対応及び行事の継続・中止の判断)

事故者への緊急対応、公的機関への連絡が済み次第、他の参加者への対応に当たる。スタッフ等の人数に余裕がある場合は、事故者とそれ以外の参加者への対応を並行して行う。原則として、事故者以外の一般参加者については、安全に帰宅出来ることを優先するが、事故の発生状況から事故者以外の参加者の安全が十分に確保され、スタッフ等に余裕があり、事故者への対応と他の参加者への対応の両方が可能な場合は、行事の継続、あるいは簡略化した形での継続も可とする。

４　(事故者が軽傷、直ぐに回復した場合の対応)

事故者が軽傷あるいは一時的な症状で直ぐに回復し、本人が引き続き行事への継続参加を希望する場合は、本人の意向を尊重するが、行事責任者は他のスタッフの意見を聞いた上で、事故者のその後の行動について判断する。この判断が事故者の意向に沿わない場合でも、事故者には行事責任者の判断に従って貰うことを原則とする。

５　(保険)

FICが加入する保険はグリーンボランティア保険及びスポーツ安全保険である。両方とも各講座の保険担当者とFIC全体の保険総括担当者が協力して事務手続きに当たる。両方とも賠償責任保険が付保されているが、現場では賠償責任保険適用の可否についての言動はしない。必ず、保険会社の確認を取ってから行う。

６　(ＦＩＣへの連絡)

事故の発生及びその後の処置・経過についてのＦＩＣの連絡先は次のとおりとする。FIC自体には事故に即応できる体制は無いので、連絡は現地対応の後で良い。但し、現地での対応について急いで相談したい場合は適任と思われる者に連絡して意見を聞く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職等 | 氏名 | 自宅 | 携帯 |
| 理事長  兼 安全・保険担当 | 竹内　進 | 0436-52-3067 | 090-9679-6971 |
| 副理事長 | 森池　正典 | 047-419-2836 | 080-5048-4390 |
| 事務局長 | 安武　弘幸 | 047-384-8141 | 090-4224-8699 |
| 野外講座担当理事 | 片山　彰  執行　勇 | 047-370-6757  043-308-3251 | 080-3171-3197  090-7941-3767 |

７　(臨機応変の対応)

参加者、スタッフの体制、天候、時刻、場所等、事故の発生状況は事故ごとに違うので、このマニュアルを含めて、既存の知識、経験のみにとらわれることなくその時その場で最適と考えられる対応行動をとる。

８　(その他)

本マニュアルは社会状況、ＦＩＣの活動状況に応じて適切に改訂する。

(制定・改定履歴)

2021年4月12日　制定、施行

2023年４月1日　改定　６　(ＦＩＣへの連絡)の表改訂